

# 長泉町犯罪被害者等支援推進計画骨子

## 1 趣旨

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで、平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、町条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくための計画となります。

## 2 位置づけ

町条例第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画

## 3 期間

令和元年10月1日から令和7年3月31日まで

## 4 基本理念

町条例第3条関係との整合を図ります。

- (1) 個人の尊厳を重んじた支援
- (2) 十分な理解と配慮
- (3) 継続的な支援
- (4) 連携による支援

## 5 重点項目

静岡県犯罪被害者等支援推進計画との整合を図ります。

- (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（条例第8条関係）
- (2) 精神的・経済的支援（条例第9条～第18条関係）
- (3) 関係機関相互の連携（条例第19、20条関係）
- (4) 理解の増進（条例第21条関係）

## 6 推進施策

推進施策（重点項目1）

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
犯罪	総合的に行うための窓口の	総合窓口の設置	行政課（総合相談センター）

被害者等に対する各種情報提供	設置(町条例第8条第1項)	町の支援制度の案内	行政課
		法テラスの支援制度の案内	行政課(総合相談センター)
	相談及び情報の提供等(町条例第8条第2項)	生活困窮者の自立支援の相談対応	福祉保険課
		高齢者の生活支援の相談対応	長寿介護課
		成年後見制度の相談対応	福祉保険課
		障害者差別解消法に関する相談対応	福祉保険課
		障害者虐待の相談対応	福祉保険課
		DV相談受付、関係機関との情報共有	福祉保険課
		DV被害者に対する自立支援	福祉保険課
		女性に対する関係機関の案内	生涯学習課
		母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	こども未来課
		犯罪被害者等の子育ての相談対応	こども未来課
		子どもの虐待被害相談対応	こども未来課
		スクールカウンセラーの派遣	教育推進課

#### 推進施策(重点項目2)

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
精神的・経済的支援	付添い及び申請手続き補助(町条例第9条関係)	移動の付添い	行政課
		町の様々な申請手続きの補助	行政課
	物品貸与(町条例第10条関係)	必要な物品等の貸与	行政課
		防犯用品の供与	地域防災課
	見舞金の給付(町条例第11、12、13条関係)	見舞金の支給・制度の内容等の案内	行政課
		犯罪被害等に関する情報収集	行政課
	生活支援(町条例第14条関係)	生活福祉資金貸付制度の案内	福祉保険課
		生活保護法に基づく生活保護対応	福祉保険課
		第三者による傷病届出制度の案内	福祉保険課
		療養費・高額療養費の支給制度の案内	福祉保険課
		障害年金制度の案内	福祉保険課

	障害者手帳（身体、精神、療育）の取得手続き案内	福祉保険課
	障害者に対する障害福祉サービス制度の案内	福祉保険課
	障害者に対する医療費助成制度の案内	福祉保険課
	自立支援医療費支給制度の案内	福祉保険課
	納税相談	税務課
	税の減免・控除の案内	税務課
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の案内	福祉保険課、 税務課
	低所得世帯の水道料金助成の案内	福祉保険課
	児童扶養手当の案内	こども未来課
	ひとり親家庭への医療費助成の案内	こども未来課
	私立幼稚園奨励費補助制度の案内	こども未来課
	保育園保育料の減免制度の案内	こども未来課
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費制度の案内	教育推進課
	警察・犯罪被害者支援センターへの情報提供と連携	行政課
一時保護(町条例第15条関係)	被虐待高齢者の一時保護	長寿介護課
	被虐待障害者の一時保護	福祉保険課
	DV被害者の避難所への一時保護	福祉保険課
	被虐待児童者の一時保護	こども未来課
	学校における虐待発見時の通知	教育推進課
	関係機関連携による保護対策	行政課
	再被害に対する安全対策	行政課
施設入所支援(町条例第16条関係)	高齢者施設等への入所支援	長寿介護課
	障害者施設等への入所支援	福祉保険課
	児童養護施設等への入所支援	こども未来課
居住の安定(町条例第17条関係)	犯罪被害者等に対する町営住宅等情報の提供	建設計画課
	犯罪現場のハウスクリーニングの協議	行政課
犯罪被害者等に関する情報	DV等被害者に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	住民窓口課、 南部地区セン

	の保護(町条例第 18 条関係)		ター、 税務課
--	------------------	--	------------

### 推進施策（重点項目 3）

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
関係機関相互の連携	基本的支援体制の整備(町条例第 19 条関係)	長泉町犯罪被害者等支援推進委員会の開催と連携強化	行政課
		裾野警察署犯罪被害者支援連絡協議会への参画	行政課
	関係機関等との連携協力(町条例第 20 条関係)	県内の民間支援組織との連携強化	行政課
		研修での他自治体職員との情報交換	行政課

### 推進施策（重点項目 4）

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
理解の増進	町民の理解の促進(町条例第 21 条関係)	広報ながいずみやホームページの活用	行政課
		犯罪被害者週間に合わせた広報	行政課
		こころの教育推進による理解の促進	教育推進課

## 7 進行管理

本計画に基づき、犯罪被害者等の支援をより効果的に実施するため、長泉町犯罪被害者等支援推進委員会において情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。また、計画期間内であっても、適宜計画の見直しを図ります。